

小牧岩倉衛生組合建設工事等に係る予定価格等の公表に関する事務取扱要領

平成28年 7月 1日
28小岩衛総第70号

(趣旨)

第1条 この要領は、組合が発注する建設工事及び建設工事に係る設計監理等（設計監理、調査測量等をいう。以下同じ。）の委託において、契約手続の公正な執行の確保及び透明性の向上を図るため、入札の価格に関する情報の公表並びに入札参加者及び入札結果の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表)

第2条 入札の価格に関する情報で、入札前の公表（次項において「事前公表」という。）とするものは、一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の予定価格とし、その価格は、当該予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。

2 事前公表は、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書に記載する方法により行うとともに、総務課庶務係において閲覧に供する方法により行う。この場合において、閲覧に供する期間は、当該公表をした日から起算して5年を経過する日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(事後公表)

第3条 入札の価格に関する情報で、入札後の公表（次頁において「事後公表」という。）とするものは、設計金額が100万円以上の設計監理等の委託に係る予定価格並びに一般競争入札及び指名競争入札に係る建設工事における最低制限価格とし、これらの価格は、当該価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。

2 事後公表は、落札決定後速やかに総務課庶務係において閲覧に供する方法により行う。この場合において、閲覧に供する期間は、当該公表をした日から起算して5年を経過する日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(入札参加者及び入札結果の公表)

第4条 入札参加者及び入札結果の公表は、入札執行後速やかに入札執行調書の写しにより総務課庶務係において閲覧に供する方法により行う。

この場合において、閲覧に供する期間は、当該公表をした日から起算して5年を経過する日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、入札に関する価格に関する情報並びに入札参加者及び結果の公表に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。